

# 安全報告書

2021年

(株)アクティブ・ツアーズ

# 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

株式会社アクティブ・ツアーズ、「運輸安全マネジメント」に基づき、全社員が一丸となって、以下のとおり輸送の安全確保に取り組んでいます。

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

### 〈安全方針〉

1. 安全はすべてに優先  
安全がすべてに優先します。お客様の安全が阻害されないよう120%の安全確保に努めます。
2. 法令及び諸規則の順守  
法令及び諸規則の順守はもとより、良識を持って誠実に行動します。
3. 常に安全の維持・向上  
常に安全を維持・向上させるため、必要なチャレンジを惜しみません。
4. 自ら考える組織  
自ら考え、問題意識を持ち、問題を発見し解決し、成長発展することで、安全確保に全員で取り組みます。

株式会社アクティブ・ツアーズでは、安全方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策に取り組み、法令及び規程を遵守し、絶えず見直しを図り、更なる輸送の安全向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していきます。

## 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

### (1) 安全目標

2021年度は事故削減に向けて取り組み強化を行って参ります。

	2020年度安全目標	実施結果度
重大事故	0件（前年0件）	0件
有責事故	0件（前年0件）	0件
車内人身事故	0件（前年0件）	0件

	2021年度安全目標
重大事故	0件
有責事故	0件
車内人身事故	0件

## (2) 安全重点施策（2021年度）

「事故削減」及び「更なる輸送の安全の確保」にむけ、2020年度は以下のとおり、安全重点施策を定め、全社員一丸となって取り組んでまいります。

### ① 安全対策設備及び装備の更新と新技術の積局的推進

- ・安全装備を有効的に活用するため運転者への教育指導の実施
- ・最新安全設備への継続的投資

### ② 危機管理体制及びテロ及び異常気象時対応のさらなる強化

- ・マニュアルの充実によるバスジャック・テロ、大規模災害の対策強化
- ・万一の事態に備えた警察・消防・自治体との非常時訓練の定期的実施

### ③ 管理者を含めた社員の安全や技術教育体制充実による資質向上

- ・運行管理者研修により職務の成熟と危機管理能力の増進
- ・安全に対する取組の工夫と、継続的な指導の実施
- ・社内における安全に関する情報の共有化
- ・運行管理者による弛まぬ工夫と強い指導

### ④ 社員の健康管理、労務管理の徹底

- ・労務管理の徹底による過労運転防止を図る（年次有給休暇の確実な取得）
- ・乗務員の健康診断の確実な実施や、健康スクリーニング（SAS・脳ドックなど）により健康状態の把握と、健康起因による事故の未然防止
- ・社内環境整備とコミュニケーションの成熟により、健康面、精神面の異常の早期発見と、活気ある職場作り。

### ⑤ 外国人観光客の安全対策、異常時対応の充実

- ・増加する外国人観光客への運行上の安全にかかわる案内実施
- ・非常時に備えた指示・誘導案内体制を確立
- ・外国語による案内・表示の一層の充実

### ⑥ 確実な指差し呼称の実施 ”目と指と心で危険予知”

- ・確実な指差し呼称を徹手し、発車時・走行時・後退時の危険を回避するとともに常に周囲を注視し、事故を起こさない強い意志を育成
- ・「ドアを閉めます」「ドアよし」「左よし」「右よし」「前方よし」「車内よし」「右よし」「出発よし」

### ⑦ 安心安全のための基本運転、動作の励行

- ・発進時の着席確認

- ・かもしれない運転の定着化（だろー運転の排除）
- ・交差点右左折時の安全確認徹手  
（左折時横断歩道手前一旦停止及び右折時最徐行の安全実施）
- ・穏やかな発進と停車（急発進・急停車・急ハンドル防止）
- ・十分な車間距離（危険と感じたらまず止まれ）

#### ⑧ 情報伝達やコミュニケーション確保により事故防止

- ・ドライブレコーダーを活用したヒヤリハット情報の会社共有、危険予知トレーニングの実施による乗務員の危険回避意識を共有

#### ⑨ 内部監査の実施

- ・安全統括管理者が、安全マネジメントの実施状況を確認するために、年1回以上適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施するとともに、重大事故等が発生した場合、その他必要と認められた事案が発生した場合には、緊急に輸送の安全確保に関する内部監査を実施し、必要な是正措置を講じる。

### 3. 自動車事故報告規則第2条に規程する事故に関する統計

2020年4月1日から2021年3月31日までの期間、弊社における自動車事故報告規則第2条に規程する事故はございませんでした。

### 4. 安全管理規程

別紙「安全管理規程」参照

### 5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置

輸送の安全を確保するため、会議や安全運動等を通じ情報の共有や意思の疎通を図るとともに、積極的に設備投資を行い、ヒューマンエラーの回避に努めています。

#### (1) 会議

##### 「安全推進会議」

毎月1回、弊社の安全統括管理者が主催し、安全に係わる課題の抽出、その対応策の策定と進捗に関する話し合いを行います。

##### 「統括運行管理者会議」

安全運行に係る情報の共有、事故ヒヤリ・ハット情報の分析・対応などを行います。

##### 「マネジメント会議」

毎年11月、運輸安全マネジメントに関するマネジメントレビューの上期の進捗状況の確認、および進捗状況を踏まえ、下期の取り組みについて検討します。

##### 「安全目標・安全重点施策決定会議」

毎年3月、次年度に向けて安全方針の見直しを行っております。

この決定に基づき、安全推進会議において、安全重点施策をはじめ各施策を制定

しております。

## (2)設備投資等

【2020年度】の「輸送の安全に関する投資」の主な実績は下記のとおりです。

1.最新車両購入	0万円
2.車両整備・器材類	4百万円
車両オーバーホール、デジタコなど車両機器	
3.教育・指導に関する費用	3万円
班別教育・適正診断	
4.健康管理に関する費用	30万円
〔健康診断（定期、半年）、SAS、脳ドック	

【2021年度】の「輸送の安全に関する投資」の主な実績は下記のとおりです。

1.最新車両購入	0万円
1.車両整備・器材類	4百万円
車両オーバーホール、デジタコなど車両機器	
2.教育・指導に関する費用	3万円
集合教育・適正診断	
4.健康管理に関する費用	30万円
〔健康診断（定期、半年）、SAS、脳ドック	

## (3)安全運動等

- ・春の全国交通安全運動(5月)
- ・夏季輸送安全総点検(7・8月)
- ・秋の全国交通安全運動(9月)
- ・年末年始輸送安全総点検(12・1月)

## 6. 輸送の安全に係わる情報の伝達体制その他組織体制

別紙「事故発生時等における社内連絡体制図」参照

## 7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- (1)新人社員教育は、独立法人自動車事故対策機構等が行う適正診断を受診させ、その人の、長所・短所を把握し、運行管理者が、教育プログラムに沿って、座学・実技指導を行っております。
- (2)運行管理者は、2年に1回運行管理者講習を受講しております。
- (3)事故惹起者に対する特別教育を実施しているほか、施客にクレーム等があった場合にも教育を実施しております。
- (4)営業所において、運転適正診断やドライブレコーダー、デジタルタコグラを活用した教育を実施しているほか、冬山教育など、地域の徳性に対応した教育を適時

実施しています。

(5)外部機関が開催する運行管理者講習や安全マネジメントセミナー・シンポジウムなどに積極的に参加しています。

(6)全乗務員に対して行う指導及び監督の指針（国土交通省告示1676号）に基づき全乗務員に対して集合教育を実施しております。

## **8. 輸送の安全に係わる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置**

2021年3月に内部監査を実施したところ、安全管理体制や、安全への取り組みについて、適合性及び有効性に関し、概ね適正であることが確認されました。

## **9. 安全統括管理者 岩井優美**

以 上

# 安全管理規程

株式会社 アクティブ・ツアーズ

制定 平成25年12月18日

# 安全管理規程

## 目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## 第一章 総 則

### (目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

### (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

### (輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

### (輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

#### (社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

#### (社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 運行管理者
  - 三 整備管理者
  - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、安全管理規程細則に定める組織図による。

#### (安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### (安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

##### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

##### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

##### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

##### (輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

##### (輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

##### (輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する会議の運営・記録管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する会議（安全会議と称する。）を開催し、事業運営上の方針の作成、会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を決議し、その内容を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる会議の議決内容や情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法等の詳細についての必要事項は、安全管理規程細則にて定める。

# 安全管理規程細則

株式会社 アクティブ・ツアーズ

制定 平成25年12月18日

## 安全管理規程細則

### (安全会議)

第1条 当社は、安全管理を絶えず向上させるための定例会議を年4回開催する。

2 定例会議のほか、重大事故発生時又は経営トップが必要と認めたときは、その都度臨時に開催する。

### (安全会議の構成員)

第2条 安全会議の構成員は、次のとおりとする。

- ① 社長
- ② 担当役員
- ③ 安全統括管理者
- ④ 運行管理者
- ⑤ 整備管理者
- ⑥ 安全マネジメント責任者
- ⑦ 安全教育責任者
- ⑧ その他出席を要請された者

### (議事録の作成・情報の伝達・保管管理)

第3条 安全会議の結果は次のとおりとする。

- ① 議事録の作成は、安全統括管理者が行う。
- ② 安全に関する情報の伝達は、安全教育責任者が総責任者となり、運行管理者と共に  
行う。
- ③ 議事録の保管・管理並びに輸送の安全に関する情報の公表は、安全マネジメント責任者が行う。

### (安全並びに運行管理等の体制図、事故処理連絡体制)

第4条 当社の安全並びに運行管理等の体制図並びに事故処理連絡体制は、別図のとおりとする。

### (安全に関する公表方法等)

第5条 安全に関する公表は、当社のホームページによるものとし、公表のための様式、ヒヤリ・ハット報告、内部監査チェック等は、様式例1～3による。

### (細則の変更)

第6条 本細則は、安全会議にて変更する。

# 事故発生時等における社内連絡体制図

